

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第40期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 テンアライド株式会社

【英訳名】 TEN ALLIED CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯田 永太

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番3号(岡永ビル)

【電話番号】 (03)3661-0772

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 玉置 守

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番3号(岡永ビル)

【電話番号】 (03)3661-0772

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 玉置 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第40期 第3四半期連結 累計期間	第40期 第3四半期連結 会計期間	第39期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	14,841,844	4,975,501	19,733,955
経常利益	(千円)	99,220	105,477	83,330
四半期(当期)純利益	(千円)	77,657	72,613	77,034
純資産額	(千円)		9,972,864	9,930,341
総資産額	(千円)		14,016,043	14,334,280
1株当たり純資産額	(円)		382.04	380.51
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	2.98	2.78	2.95
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)		71.1	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,052,864		1,667,281
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	576,740		555,593
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	684,895		740,961
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		3,103,492	3,312,263
従業員数	(名)		443	438

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第39期及び第40期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式は存在しますが希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	443 (3,567)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	439 (3,530)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品名	数量 単位	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
		数量	金額(千円)
生そば	(人前)	303,340	12,384
つくね	(人前)	173,780	6,454
豆乳	(リットル)	116,788	12,840
ぎょうざ	(人前)	114,430	6,659
ひれかつ	(人前)	151,095	6,421
牛肉コロッケ	(人前)	16,820	1,738
各種アイスクリーム			6,952
各種ドレッシング・ソース			10,948
その他			138,341
合計			202,743

- (注) 1 金額は当社の製造原価によっております。
 2 上記は当社の生産実績であります。子会社2社は生産活動を行っておりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	
料理類	2,984,745	
飲物類	1,989,459	
たばこ	1,297	
合計	4,975,501	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界同時多発的な金融危機の影響を受け、急速な景気後退局面を迎えております。特に、世界規模での需要減退と急激な円高・株価の下落等により、企業収益に深刻な影響をもたらしており、かかる情勢から、雇用情勢も急速に悪化し、個人消費の低迷が一段と深刻化してきております。

外食産業界におきましても、景気の悪化や消費者の節約志向が相まって、同業他社だけではなく、外食業界全体の中での競争が一層激しさを増してきております。

こうした中、当社グループは創業時からのお客様への四つの誓い「良いものを安く、早く、清潔に、最高の雰囲気です」を守るべく、お客様に合ったメニュー開発・サービス向上に注力し、食の安全・安心・健康志向等の一層のこだわりを追求したマーチャンダイジングに取り組んでまいりました。また、店舗力を上げるため既存店「旬鮮酒場天狗」から「テング酒場」への業態転換を1店舗行いました。

これらにより、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は、「旬鮮酒場天狗」65店舗、「和食れすとらん天狗」(「旬鮮だいにんぐ天狗」含む)59店舗、くわい家3店舗、「テング酒場」10店舗の合計137店舗(内フランチャイズ1店舗、子会社1店舗)となっております。

以上の取組みの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は49億75百万円、営業利益は1億3百万円、経常利益は1億5百万円、四半期純利益は72百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末に比べて3億18百万円減少し、140億16百万円となりました。これは、設備投資による新規取得に加え、リース資産を新たに資産として計上したことにより有形固定資産が1百万円増加及び無形固定資産が72百万円増加したものの、現金及び預金が2億8百万円、投資その他の資産が1億50百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債につきましては、リース債務の新たな計上等があるも、借入金の返済や社債の償還等により前連結会計年度末に比べて3億60百万円減少し、40億43百万円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて42百万円増加し、99億72百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが5億73百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローが2億1百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローが2億83百万円減少となりました結果、第2四半期連結会計期間末に比べ89百万円増加し31億3百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、5億73百万円となりました。これは主に減価償却費2億43百万円、仕入債務の増加1億84百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2億1百万円となりました。これは主に店舗改装に伴う有形固定資産の取得による支出1億93百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、2億83百万円となりました。これは主に社債の償還1億50百万円、長期借入金の返済1億14百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は5百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第2四半期連結会計期間末に実施中又は、計画中であった設備の新設、重要な拡充もしくは改修のうち、当第3四半期連結会計期間中に完成したものは、次のとおりであります。

設備の内容	取得価額(百万円)	完成年月	完成後における増加 (減少)能力(客席数)(席)
提出会社 (既存店改修等) 六本木店	48	平成20年10月	3
合計	48		3

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,712,800
計	84,712,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,579,527	26,579,527	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数は100株でありま す。
計	26,579,527	26,579,527		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第236条、第238条、第239条及び第361条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	440(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,740,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日～平成29年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 335 資本組入額 168
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2

で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の
目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれかの遅い日か
ら、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1
項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、こ
れを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記 に定める増加
する資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,090,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記1に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれかの遅い日か

ら、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記 に定める増加する資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	930(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,570,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 490 資本組入額 245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	530(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,705,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	470(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,552,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成25年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 416 資本組入額 208
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	510(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,349,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 399 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成14年6月26日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	260(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,284,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成23年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434 資本組入額 217
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成13年 6月26日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,216,000
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～平成22年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 414 資本組入額 207
新株予約権の行使の条件	対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165,750,000
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日～平成21年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221
新株予約権の行使の条件	対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		26,579,527		5,257,201		1,320,000

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 496,300		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,043,000	260,430	同上
単元未満株式	普通株式 40,227		同上
発行済株式総数	26,579,527		
総株主の議決権		260,430	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,700株(議決権の数47個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テンアライド株式会社	東京都中央区日本橋 馬喰町一丁目7番3号 (岡永ビル)	496,300		496,300	1.86
計		496,300		496,300	1.86

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	349	346	339	340	340	339	325	323	306
最低(円)	335	320	322	325	328	315	240	280	280

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,103,492	3,312,263
売掛金	135,035	120,959
商品及び製品	303,664	293,546
その他	393,286	449,174
貸倒引当金	614	127
流動資産合計	3,934,865	4,175,817
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,154,634	11,162,161
減価償却累計額	8,065,974	7,962,172
建物及び構築物(純額)	3,088,660	3,199,988
機械及び装置	1,677,508	1,692,914
減価償却累計額	1,210,678	1,211,459
機械及び装置(純額)	466,830	481,454
工具、器具及び備品	2,199,134	1,883,723
減価償却累計額	1,697,758	1,511,125
工具、器具及び備品(純額)	501,375	372,598
土地	334,222	334,222
建設仮勘定	-	1,500
有形固定資産合計	4,391,088	4,389,763
無形固定資産		
投資その他の資産	234,685	162,309
敷金及び保証金	5,139,362	5,186,800
その他	321,609	425,089
貸倒引当金	5,567	5,500
投資その他の資産合計	5,455,404	5,606,390
固定資産合計	10,081,178	10,158,463
資産合計	14,016,043	14,334,280

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	634,361	534,120
1年内償還予定の社債	-	300,000
1年内返済予定の長期借入金	1 422,400	1 444,400
未払法人税等	64,088	93,859
その他	975,988	973,105
流動負債合計	2,096,838	2,345,485
固定負債		
長期借入金	1 900,000	1 1,215,000
退職給付引当金	778,124	732,174
その他	268,216	111,278
固定負債合計	1,946,340	2,058,453
負債合計	4,043,179	4,403,939
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,257,201	5,257,201
資本剰余金	1,320,293	1,320,293
利益剰余金	3,631,001	3,553,343
自己株式	202,729	202,530
株主資本合計	10,005,767	9,928,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,342	46,201
土地再評価差額金	49,400	49,400
評価・換算差額等合計	41,057	3,199
新株予約権	8,154	5,233
純資産合計	9,972,864	9,930,341
負債純資産合計	14,016,043	14,334,280

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	14,841,844
売上原価	4,255,068
売上総利益	10,586,776
販売費及び一般管理費	
人件費	5,336,654
退職給付費用	158,630
その他	5,004,474
販売費及び一般管理費合計	10,499,760
営業利益	87,016
営業外収益	
受取利息	5,023
受取配当金	3,386
受取賃貸料	6,860
固定資産受贈益	14,075
その他	20,378
営業外収益合計	49,725
営業外費用	
支払利息	26,815
その他	10,705
営業外費用合計	37,520
経常利益	99,220
特別利益	
受取補償金	95,044
特別利益合計	95,044
特別損失	
固定資産除却損	24,170
リニューアル諸費用	18,103
その他	23,119
特別損失合計	65,393
税金等調整前四半期純利益	128,872
法人税、住民税及び事業税	51,214
法人税等合計	51,214
四半期純利益	77,657

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	4,975,501
売上原価	1,411,458
売上総利益	3,564,043
販売費及び一般管理費	
人件費	1,767,367
退職給付費用	52,101
その他	1,640,917
販売費及び一般管理費合計	3,460,386
営業利益	103,657
営業外収益	
受取利息	2,608
受取賃貸料	2,286
固定資産受贈益	891
その他	7,757
営業外収益合計	13,543
営業外費用	
支払利息	8,299
その他	3,423
営業外費用合計	11,722
経常利益	105,477
特別損失	
固定資産除却損	1,213
リニューアル諸費用	5,664
その他	9,177
特別損失合計	16,054
税金等調整前四半期純利益	89,423
法人税、住民税及び事業税	16,809
法人税等合計	16,809
四半期純利益	72,613

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	128,872
減価償却費	699,406
貸倒引当金の増減額（は減少）	554
退職給付引当金の増減額（は減少）	45,949
受取利息及び受取配当金	8,410
受取賃貸料	6,860
支払利息	26,815
有形固定資産除却損	59,108
売上債権の増減額（は増加）	14,075
たな卸資産の増減額（は増加）	10,118
その他の流動資産の増減額（は増加）	54,667
仕入債務の増減額（は減少）	100,240
未払消費税等の増減額（は減少）	13,689
その他の流動負債の増減額（は減少）	25,575
敷金及び保証金の増減額（は増加）	47,437
その他	49,063
小計	1,133,385
利息及び配当金の受取額	8,443
賃貸料の受取額	6,860
利息の支払額	27,402
法人税等の支払額	68,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,052,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	547,320
無形固定資産の取得による支出	11,906
貸付金の回収による収入	333
長期前払費用の取得による支出	17,846
投資有価証券の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	576,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	337,000
リース債務の返済による支出	47,696
社債の償還による支出	300,000
自己株式の取得による支出	198
財務活動によるキャッシュ・フロー	684,895
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	208,771
現金及び現金同等物の期首残高	3,312,263
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,103,492

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
<p>1 会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されることに伴い、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を早期に適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。なお、この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
<p>1 一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> <p>2 棚卸資産の評価方法</p> <p>棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>機械装置については、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)を契機として耐用年数を見直し、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は9,117千円減少しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項</p> <p>平成18年3月31日締結の実行可能期間付タームローン契約について、以下のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(確約内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期末における貸借対照表において、資本の部の合計を9,108,095千円以上に維持すること。 ・各年度の決算期における損益計算書上において、経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。 <p>2 偶発債務</p> <p>連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">テイダブリュウ商事(株) 17,684千円</p>	<p>1 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項</p> <p>平成18年3月31日締結の実行可能期間付タームローン契約について、以下のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(確約内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期末における貸借対照表において、資本の部の合計を9,108,095千円以上に維持すること。 ・各年度の決算期における損益計算書上において、経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。 <p>2 偶発債務</p> <p>連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">テイダブリュウ商事(株) 21,379千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費その他の主なもの	
地代家賃	1,980,047千円
事業税等	57,662 "
減価償却費	692,983 "
研究開発費	19,901 "

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費その他の主なもの	
地代家賃	652,928千円
事業税等	20,146 "
減価償却費	240,723 "
研究開発費	5,211 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	3,103,492千円
現金及び現金同等物	3,103,492千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	26,579,527

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	496,614

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			8,154
合計			8,154

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除く)を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等の類似性から判断して、同種の外食産業及び補完的事業を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
382.04円	380.51円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(千円)	77,657
普通株式に係る四半期純利益(千円)	77,657
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	26,083,242
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2.78円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期純利益(千円)	72,613
普通株式に係る四半期純利益(千円)	72,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	26,083,015
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

テンアライド株式会社
取締役会 御中

霞 関 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 剣 持 俊 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 船 井 宏 昌 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテンアライド株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テンアライド株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。